

$$\begin{pmatrix} \text{令} & 1 & . & 8 & . & 2 & 1 \\ \text{実} & 4 & & - & & 2 \end{pmatrix}$$

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月21日（水）

財 務 省

目 次

○ 今後の納税環境整備の方向性について	1
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)③	2
○ 経済社会のICT化の進展を踏まえた電子帳簿等保存制度の見直し	5
・電子帳簿等とスキャナ保存	6
・国税関係帳簿書類の種類	7
・タイムスタンプの機能	8
・社外において領収書等を記録する場合のスキャナ保存の手続要件の見直し	9
・電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し(令和元年度(平成31年度)改正)	10
・電子帳簿等保存制度の利用状況	11
・マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針	12
・マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略(令和元年度(平成31年度)改正)	13
○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現	14
・「BEPSプロジェクト」について	15
・国外財産調書と財産債務調書	17
・情報照会手続の整備(令和元年度(平成31年度)改正)	18
・税務当局間の情報交換	19
・自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯	20
・諸外国における国外所在情報を収集する制度について	21
・更正・決定の除斥期間、更正の請求期間	23
・加算税の概要	24
・延滞税・利子税・還付加算金について	25

今後の納税環境整備の方向性について

具体的な検討課題の例(※)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○マイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月7日 納税環境整備に関する専門家会合)(抜粋)

3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

(1)基本的な視点・考え方

そうした分野(注:仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの新たな経済取引)における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

○携帯電話端末(スマートフォン)等からの電子申告の実現

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末(スマートフォン)やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

○電子申告の普及促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

個人のe-Tax 利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声強い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Tax の利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Tax で行われるという姿(法人税等の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続(電子署名)の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○電子帳簿等保存制度の利用促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

当該制度(注:電子帳簿等保存制度)創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用(FinTech)も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

○納付のキャッシュレス化推進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加する中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

○経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

○ 多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

今後日本の国際課税制度の改革を進めていく上では、その取りまとめに当たり日本が主導的役割を果たしてきた「BEPSプロジェクト」の最終報告書で示された内容を、十分に踏まえていく必要がある。(中略)さらに、「外国子会社配当益金不算入制度」導入等の過去の制度改革の趣旨、及び現在の法人税体系を踏まえた、総合的視点をもって議論を進めていくことも必要である。また、多国籍企業の活動に係る実態を把握するべくデータ収集や分析に精力的に取り組むことが必要である。

制度改正に加えて、執行面の対応も重要である。具体的には、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等に対応できるよう、今後、国際課税を中心に税務当局職員の増員やスキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要である。

○ タックス・プランニングの義務的開示制度(MDR)の検討とその周辺環境整備

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

義務的開示制度は、税務当局がタックス・プランニング・スキームによる潜在的な税務リスクを迅速に特定し、対応するために、その開発・販売者(及び必要な範囲で納税者)に一定の情報の税務当局への報告を義務付ける制度である。「BEPSプロジェクト」では、既に同趣旨の制度を導入している米国、英国、カナダ、アイルランド、南アフリカ、ポルトガル、イスラエル、韓国の経験を踏まえつつ、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つ「ベスト・プラクティス」として、制度導入の検討が勧告された。

今後、本制度の日本での導入を検討するに当たっては、特に以下の点に留意すべきである。まず、開示対象取引の基準設定に当たっては、制度目的を効果的に達成しつつ、過剰な事務負担等をプロモーター及び納税者に与えないよう、何らかの客観的な基準を用いて開示対象となるスキームを特定することが必要である。また、既存の情報開示制度等*との役割分担を最適化するとともに、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることも重要である。なお、本件は現状日本に存在しない新たな制度であることから、制度を導入する場合には、執行状況やその効果を適切に把握し制度のさらなる改善に活かしていくことが必要である。

* OECDの「BEPS最終報告書」(平成27年10月5日)では、MDRと相互補完関係にある他の情報開示制度等として、以下を例示している。

- ① **ルーリング**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示し、税務当局がその税法上の取扱いについて見解を示すもの
- ② **調査及びアンケート**: リスク評価を行う目的で、納税者の特定のグループから情報を収集するもの
- ③ **自発的開示**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示した場合に、租税回避や脱税に対して課されるペナルティを軽減するもの
- ④ **協力的コンプライアンス・プログラム**: プログラムに参加する納税者が、重要な税務上の問題と取引について、その取引と税務上の影響について理解するに十分な情報を税務当局に提出するもの

経済社会のICT化の進展を踏まえた 電子帳簿等保存制度の見直し

電子帳簿等とスキャナ保存

○「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

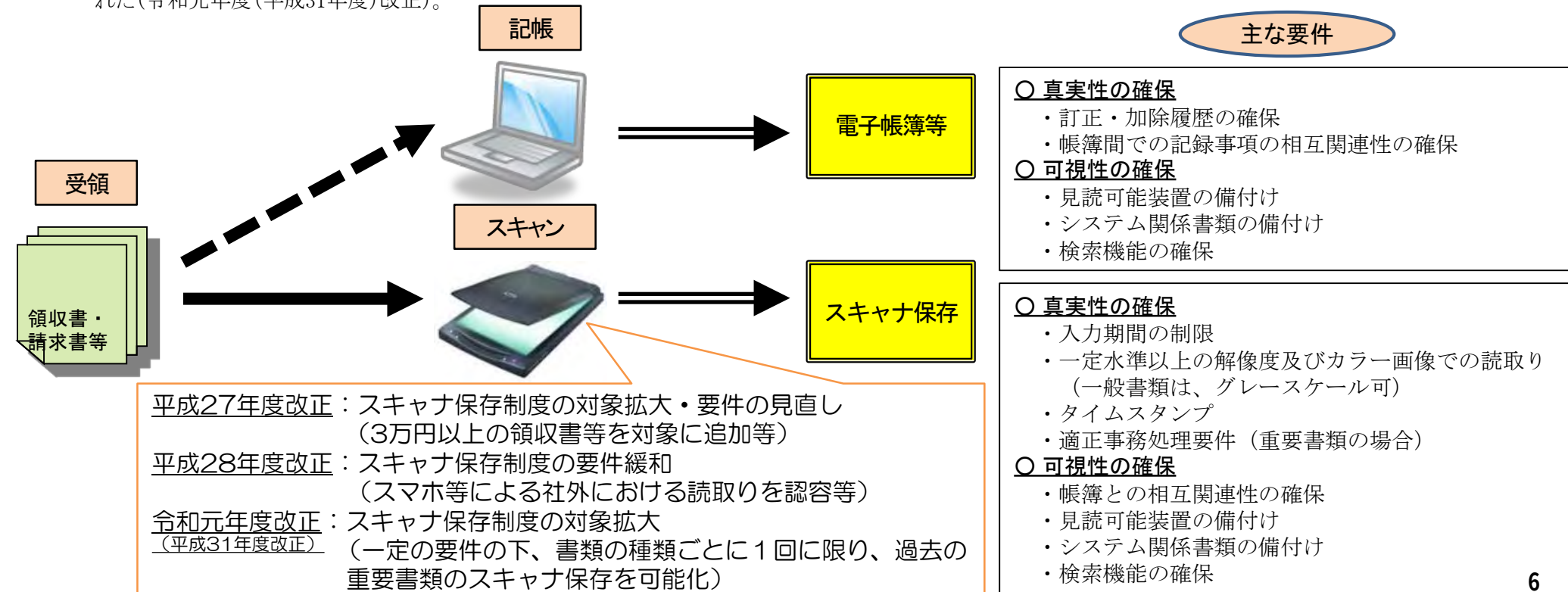
・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

(※)申請手続の簡素化(認証を受けたソフトウェア利用者の承認申請書の記載省略等)、柔軟化(新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設)が行われた(令和元年度(平成31年度)改正)。



国税関係帳簿書類の種類

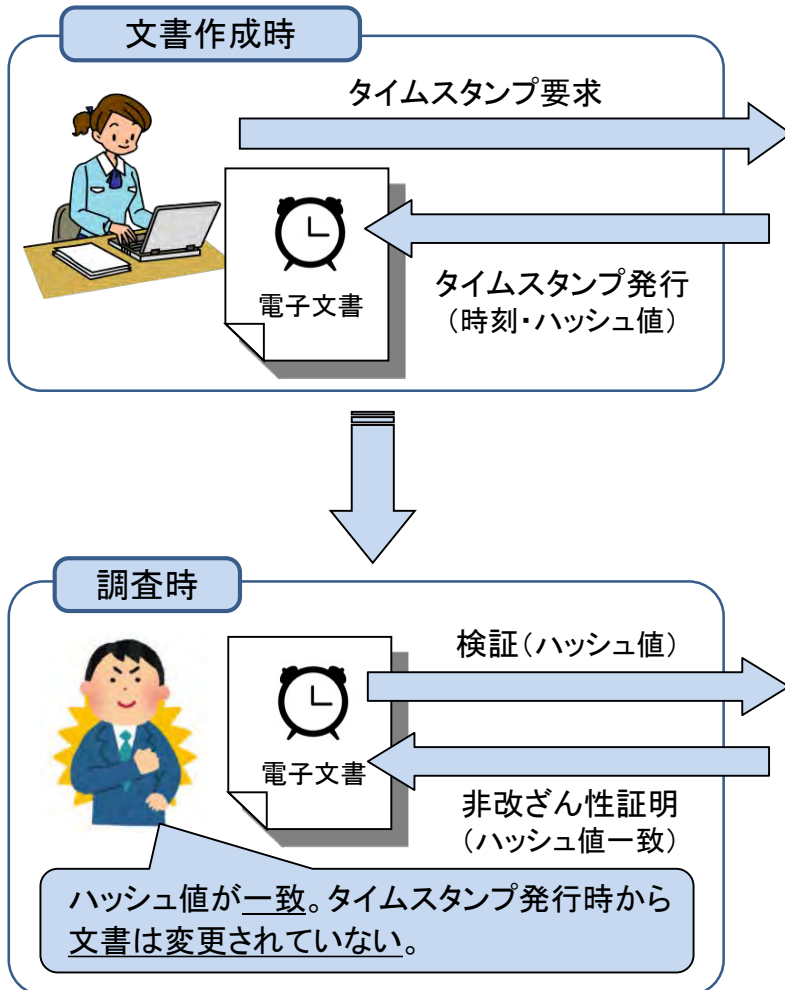
帳簿書類の種類		具 体 例
帳 簿		仕訳帳、総勘定元帳、その他の帳簿
重 要 書 類	決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表、その他の財務諸表
	契約書・領収書	契約書・領収書
	上記以外で資金や物の流れに直結・連動する書類	預り証、借用証、預金通帳、小切手、約束手形、有価証券受渡計算書、社債申込書、契約の申込書（定型的約款無し）、請求書、納品書、送り状、輸出証明書 等
一般書類		検収書、入庫報告書、貨物受領証、見積書、注文書、契約の申込書（定型的約款あり） 等

タイムスタンプの機能

「タイムスタンプ」は、時刻認証局が発行する電子的な証明書で、電子データに係る下記の事項を第三者として証明。

- ① 存在時刻：そのデータがある時刻に存在していたこと
- ② 非改ざん性：存在時刻から現在まで内容が変更されていないこと

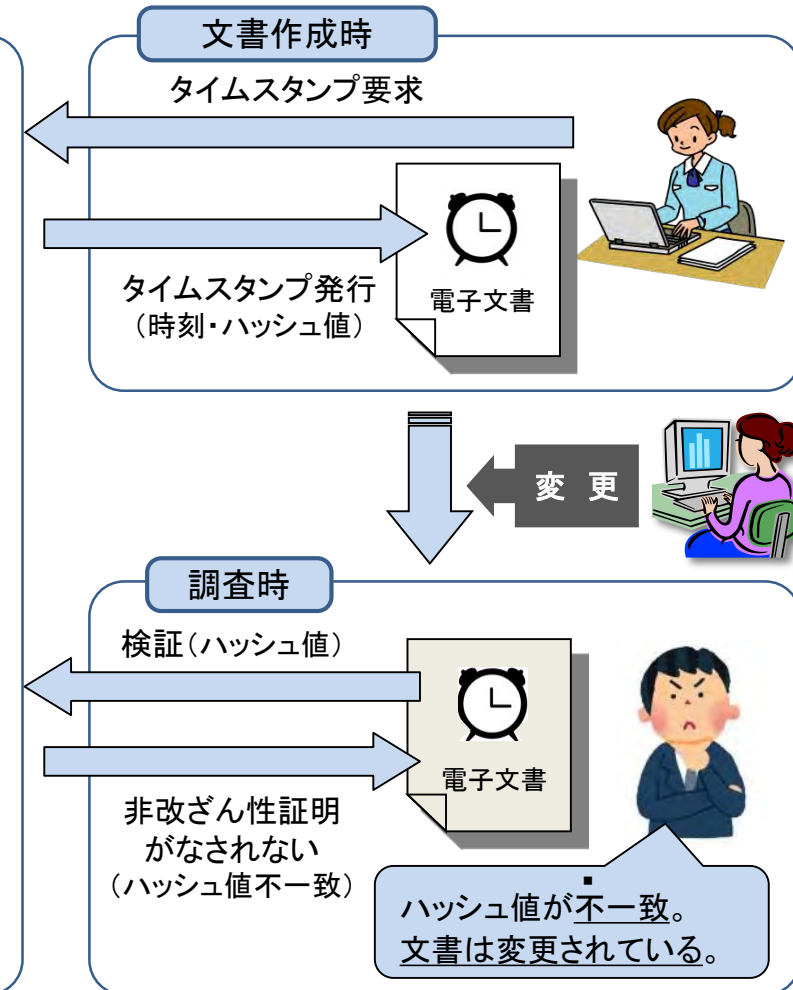
《電子データに変更がない場合》



時刻認証局



《電子データに変更がある場合》



(参考)「ハッシュ値」とは、元になるデータから一定の計算手順により求められた、規則性のない値。元のデータが少しでも異なれば、ハッシュ値も全く異なるものとなる。

○ 税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の手續に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、当該領収書等の保存に代えることができる制度。

① ④(従業員)が受領

速やかに
(おおむね 7 営業日以内) ※

② ②(経理担当者等)が
内容確認・スキャン

③ タイムスタンプ
付与

④ ④(①、②以外の
第三者)が事後検査

領収書等

※令元. 7. 1 の通達改正前は「1 週間以内」

領収書等

固定型が要件

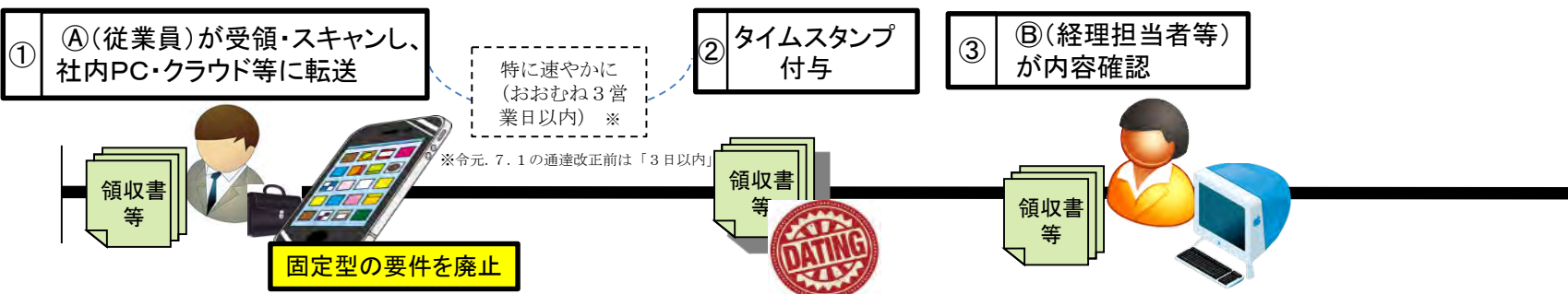
領収書等

DATING

※上記の検査(原本抜き取りチェック)終了後に原本廃棄可能。
(それまでは事業所や支店において要保存)

《改正後の手続: 上記の手続の他、社外において領収書等を記録する場合の手続を追加》

《改正後の手続: 上記の手続の他、社外において領収書等を記録する場合の手続を追加》



- (1) 「固定型（原稿台と一体となったもの）に限定」という要件を廃止するとともに、従業員（㊤）が「署名」の上、社外においてスキャンした領収書等について、経理担当者等（㊥）が内容確認（必要に応じて原本提出等を求める）を行うことを要件とする。
- (2) その他、領収書等の大きさ情報の記録要件等について、社外における機器によるイメージ化に対応した所要の整備を行う。

電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し（令和元年度（平成31年度）改正）

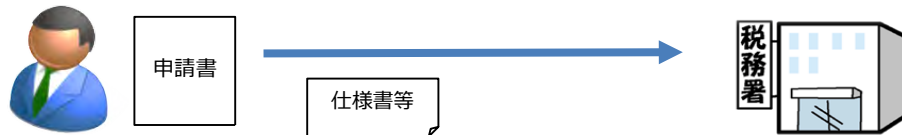
○ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について、適正性を担保しつつ、保存義務者の利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

（参考）電子帳簿保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成しているものについて、一定の要件の下、電磁的記録による保存等が可能
スキャナ保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該国税関係書類の保存に代えることが可能

① 申請手続の簡素化（運用上の対応）

【見直し前の制度（申請手続）の概要】

電子帳簿等の作成に使用するプログラムについては、真実性の確保・可視性の確保といった要件を確保する必要があるため事前に申請書の提出をして承認を得る必要。



【見直し後】

- ①一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、申請書のうちソフトウェアの要件適合性を確認する部分の記載（電子帳簿の作成に使用するプログラムの概要等）を不要とすること等により簡素化を行う。
- ②システムを自社開発する者について、事前に国税当局に相談できる体制を構築することを運用上実施する。

② 申請期限の緩和

【国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請書の提出期限】

	原則	新規設立（開業）の特例
法人	帳簿備付日の3月前	設立以後3月内
個人		【改正前】なし ⇒【改正後】業務開始以後2月内

【改正後】

新規に業務を開始した個人の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例を設ける。

（参考）青色申告の承認申請書の提出期限についても、業務開始以後2月内の特例あり

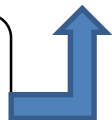
③ スキャナ対象書類の範囲拡充



【改正後】

過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

【改正前】作成・受領、電子化、保存のプロセスを速やか（概ね1週間～1か月）に行うことがスキャナ保存の要件
⇒過去分の書類については、通常、作成・受領から一定期間が経過しており、「速やかに」行うことができないため、過去分の書類のスキャナ保存が実質認められない。

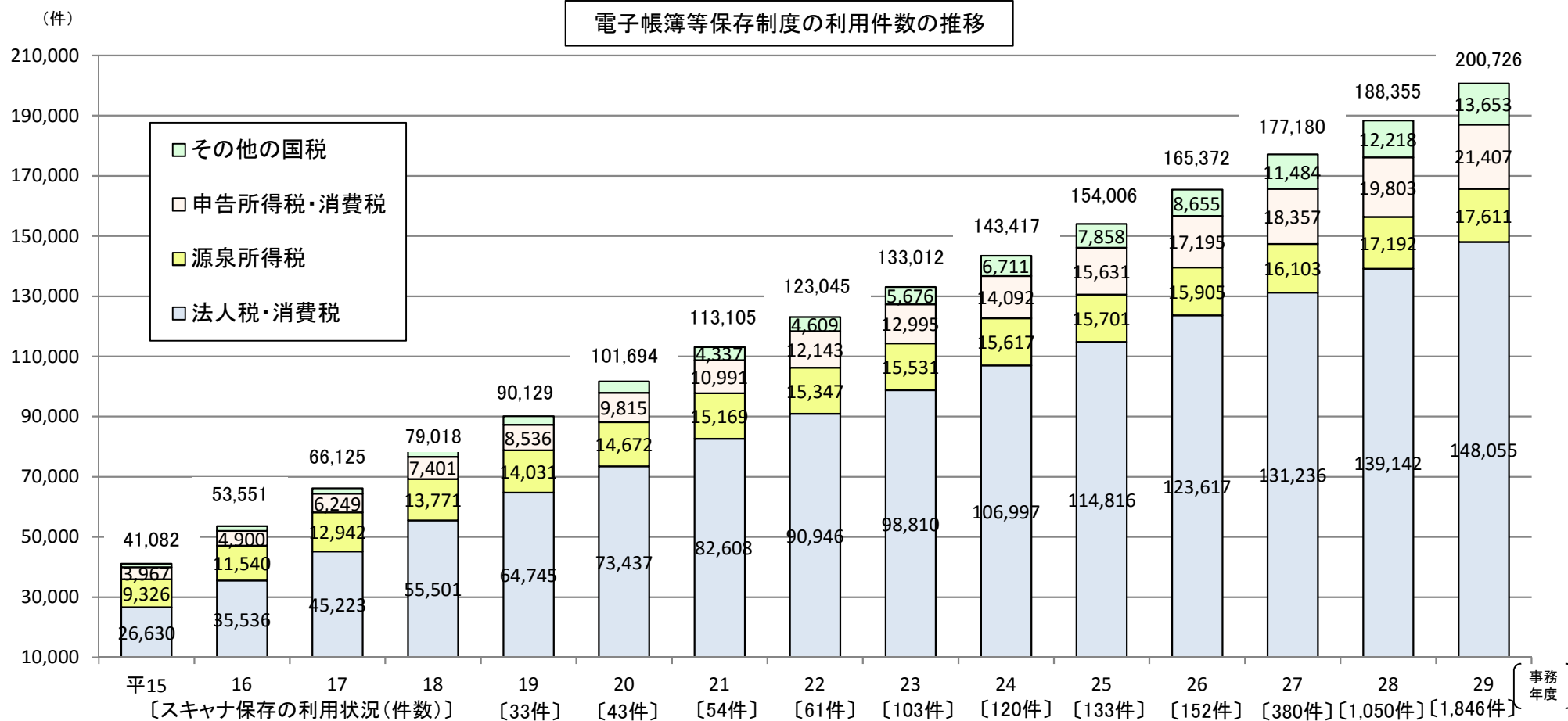


（注）上記のほか、入力期間要件の緩和など運用による柔軟化を行う。なお、運用上の対応以外については令和元年9月30日から施行。

電子帳簿等保存制度の利用状況

平成29年10月16日
政府税制調査会資料
(一部計数を更新)

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体プレミアムポイントの活用

- （1）制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- （2）環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- （1）医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- （2）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- （3）企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- （1）全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- （2）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- （3）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- （4）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- （5）取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- （6）電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

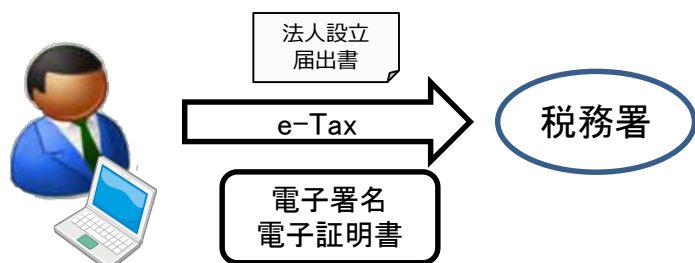
改正前

- 新設法人が電子情報処理組織（e-Tax）を利用して法人設立届出書等を電子提出する場合には、併せて送信者の電子署名及び電子証明書の送信が必要とされている。

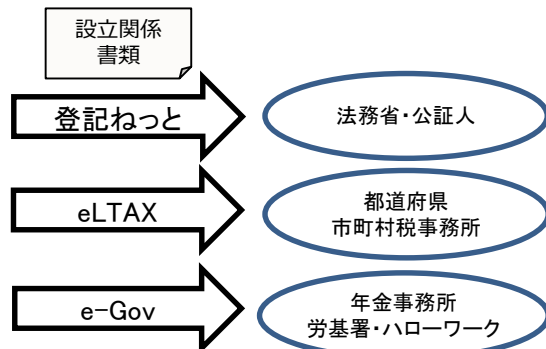
改正後

- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において実現することとされている法人設立手続のオンライン・ワンストップ化（各行政機関における法人設立手続をマイナポータルの利用により行う提出一元化）においては、マイナポータルに必要事項を入力して送信する際に電子署名等を行う場合には、法人設立届出書等の情報に電子署名等を行うことを要しないこととする（平成31年4月1日施行）。

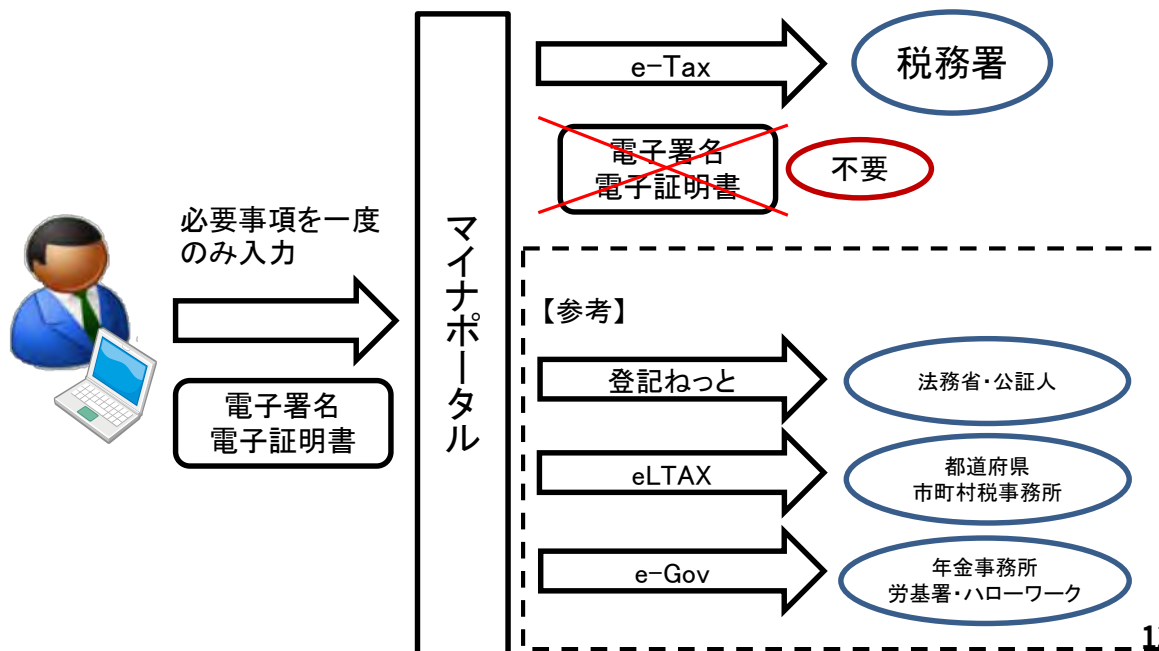
【改正前】



【参考】



【改正後】（法人設立手続のオンライン・ワンストップ化）



経済取引の国際化・多様化を踏まえた
適正・公平な課税の実現

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ **グローバルな経済活動、ローカルな課税:** 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ **負担の公平性:** 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

○ 経緯

- ・ 2012年6月、OECD租税委員会(当時の議長:浅川前財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- ・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- ・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在約130カ国)

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリングを実施中。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築 ⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき【実質性】

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等)

C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

国外財産調書と財産債務調書

	国外財産調書（平成 26 年 1 月 1 日以後提出）	財産債務調書（平成 28 年 1 月 1 日以後提出）
提出基準	国外財産 5 千万円超	所得 2 千万円超 かつ 総資産 3 億円以上 または 有価証券等 1 億円以上 ※資産基準は、その年の 12 月 31 日時点による
記載項目	国外財産の所在地・銘柄別等の詳細 を時価（見積価額も可）で記載	財産の所在地・銘柄別等の詳細 を時価（見積価額も可）で記載
インセンティブ	① 国外財産調書に記載がある部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 軽減</u> （所得税・相続税） ② 国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 加重</u> （所得税）	① 財産債務調書に記載がある部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 軽減</u> （所得税・相続税） ② 財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 加重</u> （所得税）
質問 検査権	国外財産調書に関する質問検査権で確認	財産債務調書に関する質問検査権で確認
罰 則	不提出・虚偽記載の場合、 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	な し
提出件数 （記載総額）	平成 25 年分：5,539 件（25,142 億円） 平成 26 年分：8,184 件（31,150 億円） 平成 27 年分：8,893 件（31,643 億円） 平成 28 年分：9,102 件（33,015 億円） 平成 29 年分：9,551 件（36,662 億円）	平成 27 年分：74,802 件（754,411 億円） 平成 28 年分：73,360 件（793,536 億円） 平成 29 年分：73,427 件（875,895 億円）

情報照会手続の整備（令和元年度（平成31年度）改正）

(1) 事業者等への協力要請

現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと

1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること
2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
 - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき
 - ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合
3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること
4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること
5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長

【ハ. 照会方法】書面による報告の求め（60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで）

【ニ. 照会情報】対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人／法人）（いずれも、保有している限度で対象とする。）

【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（国税通則法上「処分」として位置付け）

【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い）

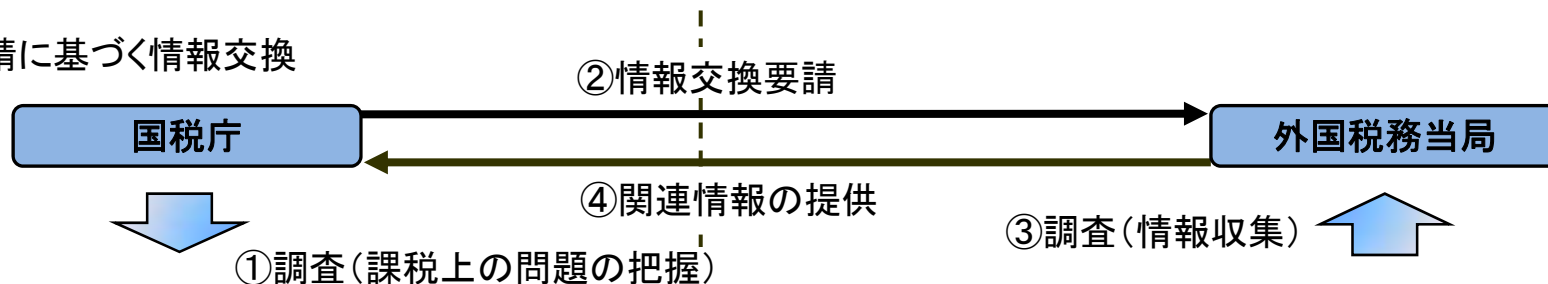
（注）上記の改正は、令和2年1月1日から施行する。

税務当局間の情報交換

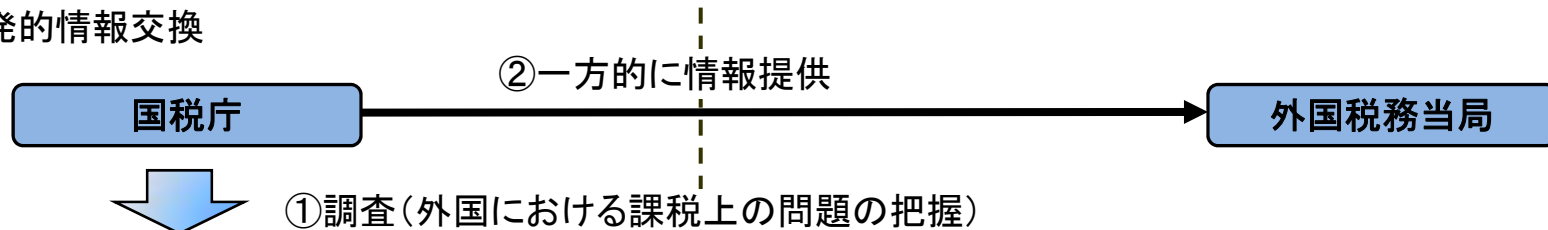
- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を、税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】

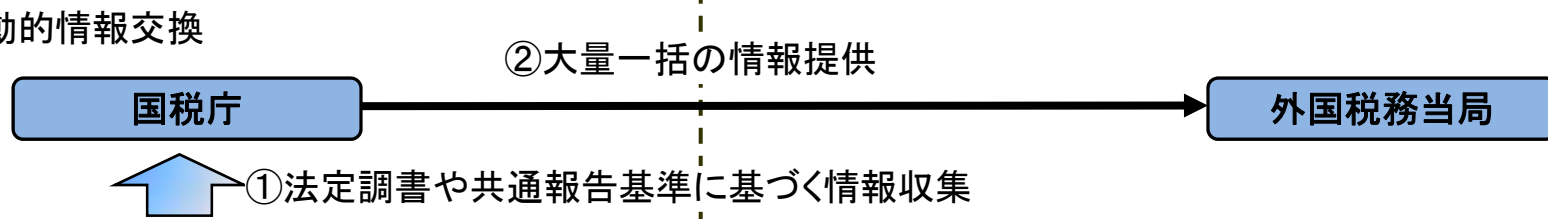
1 要請に基づく情報交換



2 自発的情報交換



3 自動的情報交換



自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

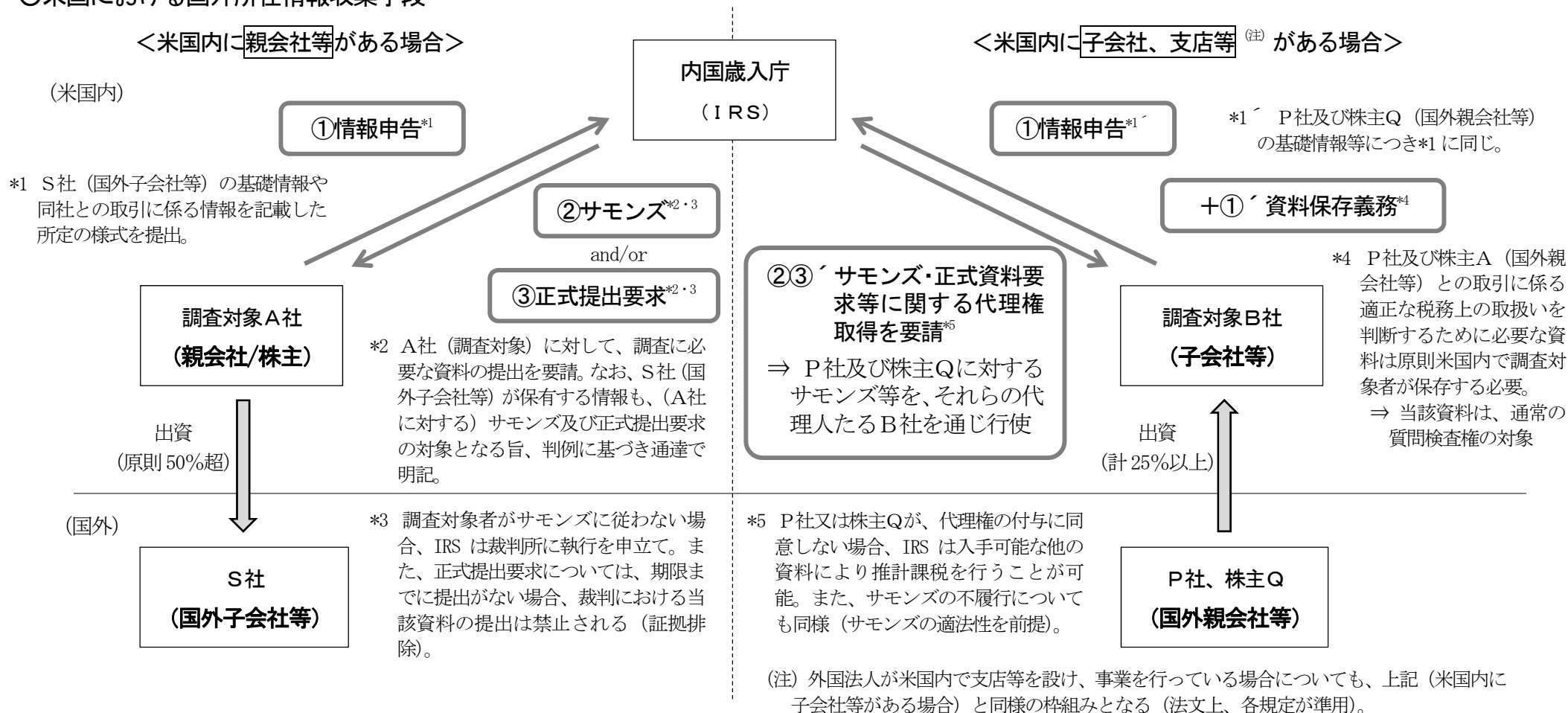
- 2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が米国で成立（2013年1月施行）。
- 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。
- 2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミット。
- 2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）」を策定。同年7月には、共通報告基準の統一的適用を確保するための実施細目（コメンタリー）等を含めて完成、公表。
- 2014年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議は、最終決定された共通報告基準を承認。また、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することにコミット。
- 我が国は、平成27年度税制改正により、金融機関による非居住者に係る口座情報の報告制度を整備。2017年から金融機関による手続を開始し、2018年から税務当局間での年一回の情報交換を開始。

※ 今後、各国の法制・執行が国際基準に準拠しているか、相互審査が実施される予定。

諸外国における国外所在情報を収集する制度について

- 国外に所在する情報については、国際法上の執行管轄権の限界等から適時の情報入手が難しいという課題がある。
- こうした課題を踏まえ、例えば、
 - ・ 米国では、①国外関連情報の申告及び資料保存義務、②国外子会社等が保有する資料に係るサモンズ、③国外所在資料の正式提出要求等の仕組みを設けている。（下記参照）
 - ・ ドイツでは、税務調査に対する納税者の一般的な協力義務に加え、国外取引等に関する事実関係の証明に関する義務を法令で規定している。（次頁参照）

○米国における国外所在情報収集手段



○ドイツにおける国外取引に係る事実関係の証明義務<ドイツ租税通則法 (A0) 90 条 2 項>

英文（ドイツ政府公表）	仮訳
(1) Participants shall be obliged to cooperate with the authorities in establishing the facts of the case. They shall discharge this obligation in particular by the full and truthful disclosure of the facts relevant for taxation and by indicating any evidence known to them. The extent of this obligation shall be determined by the circumstances of the individual case. (2) Where circumstances relating to transactions effected outside the territory of application of this Code are to be established and subjected to the provisions of tax law, the participants shall clarify these circumstances and procure the necessary evidence. In doing so, they shall exhaust all legal and practical means available to them. Where there are objectively recognisable indications to assume that the taxpayer has business relations with financial institutions in a state or territory with which there is no agreement to provide information in accordance with Article 26 of the OECD Model Tax Convention on Income and on Capital in the version of 2005, or the state or the territory does not provide information to a comparable extent or is not willing to engage in a corresponding provision of information, the taxpayer shall at the revenue authority's request make a sworn statement affirming the correctness and completeness of the details provided by him and authorise the revenue authority to assert on his behalf, both in and out of court, the possible entitlement to information against the credit institutions named by the revenue authority; the sworn statement may not be compelled pursuant to section 328. A participant may not plead inability to clarify circumstances or to submit evidence when he, depending on the case, could, in structuring his circumstances, have afforded himself or have himself given the opportunity to do so.	(1 項) <u>納税者等は、事実の立証につき、課税当局に協力する義務を負う。納税者等はこの義務を果たすためには、把握する全ての証拠を提示し、課税に関連する事実について完全かつ信頼に足る開示をする必要がある。具体的な義務の範囲については個々の事案の状況に応じて定まるものである。</u> (2 項) <u>本法の適用領域外で行われた取引等について、ドイツ税法の規定の対象となる場合、納税者等はこれらの取引の内容を明確にし、必要な証拠を入手しなければならない。その際には、納税者等は、法律上あるいは事実上取りうる全ての手段を使わなければならない。</u> また、納税者等が OECD モデル租税条約第 26 条に則した情報交換の実施の合意していない国又は地域の金融機関と取引関係があることを示す客観的証拠がある場合又は、当該国又は地域が検証可能な情報を提供しないあるいは、提供しようとしていない場合、納税者等は税務当局の要求に応じ、情報の正確性および完全性を確認する宣誓書を作成し、そして裁判所の内外で、信用機関に対する情報の提供を求める代理権を税務当局に与えなければならない。ただし、本宣誓書の作成義務の不履行については、328 条以下（課徴金等の行政罰）の対象とはならない。 納税者等は、当該取引を明確にするために情報を入手する権利を有する場合あるいは、権利を与えられる機会があったと認められる場合には、証拠を提出することができないと主張することはできない。

更正・決定の除斥期間、更正の請求期間

- 税務署長は、申告内容が調査と異なる場合には「更正」、申告書の提出がなかった場合には「決定」を行う。
- 申告書を提出した納税者は、計算誤り等により、①税額が過大であるとき、②純損失等の金額が過少であるとき、③還付金の額が過少であるときは、「更正の請求」ができる。

		内容	期間※特段の記述がない場合は「法定申告期限」から
更正・決定の除斥期間	原則	通常の更正・決定	5年 ^(注2) 贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年^(注3)
		・脱税の場合の更正・決定 ・国外転出時特例の対象となる場合 ^(注1) の更正・決定	7年
		法人税に係る純損失等の金額についての更正	10年 ^(注2)
	特例	裁決・判決等に伴う更正・決定	裁決・判決等があった日から6月
		経済的成果の消失等に伴う更正	理由が生じた日から3年
		災害による期限延長等の場合の更正の請求に係る更正	更正の請求があった日から6月
更正の請求期間	原則	通常の更正の請求	5年 贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年^(注3)
		法人税に係る純損失等の金額についての更正の請求	10年
	特例	後発的事由に基づく更正の請求 ^(注4) ・課税標準等の計算の基礎となった事実に関する訴えについて、判決等により、その事実が異なることが確定したとき 等	事由が生じた日の翌日から2月

(注1) 国外転出時までには納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合など一定の場合には、除斥期間は5年間となる。

(注2) 左記の更正の除斥期間終了間際になされた更正の請求に係る更正は更正の請求があった日から6月間行うことができる。

(注3) 移転価格税制に係る法人税等に関して、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び令和3年分以後の所得税については、7年となる（令和元年度（平成31年度）改正）。

(注4) 国税通則法その他、各税法の規定による特例あり。

加算税の概要

○ 加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税 (注3)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% [期限内申告税額と50万円のいずれが多い金額を超える部分(※)] 15%	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合(注2)	不適用
無申告加算税 (注3)	①期限後申告・決定があった場合	15%(注1)	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
	②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	[50万円超の部分] 20%(注1)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合(注2)	5%
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合(注4)	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税	仮装・隠蔽があった場合	[過少申告加算税・不納付加算税に代えて] 35%(注1) [無申告加算税に代えて] 40%(注1)	(※の例) 修正申告により納付すべき税額 申告納税額 250万円 50万円 15% 100万円 10% 期限内申告 100万円	

(注1) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算

(注2) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)

(注3) 財産債務調書・国外財産調書に記載がある部分については、過少(無)申告加算税を5%軽減(所得税・相続税)、これらの調書の不提出・記載不備に係る部分については5%加重(所得税)

(注4) 「源泉徴収等による国税」とは、源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る国際観光旅客税をいう。

延滞税・利子税・還付加算金について

○ 最近の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税・利子税・還付加算金の水準について見直しを実施（平成25年度改正：平成26年1月1日以後の期間について適用）。

	内 容	本 則		特 例【現行】	平成31年分 (令和元年分) 〔特例基準割合：1.6% (※1)〕	平成30年分 〔特例基準割合：1.6% (※1)〕	特例【改正前】 (平成25年分) (※2)
延 滞 税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%		特例基準割合 + 7.3% (※1) (早期納付を促す)	8.9%	8.9%	(14.6%) <本則>
2ヶ月 以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%		特例基準割合 + 1% (※1) (早期納付を促す)	2.6%	2.6%	4.3% <公定歩合+4% >
納税の 猶予等	事業廃止等による納税の猶予等 等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 〔災害・病気等の場合には、 全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)		特例基準割合 (※1)	1.6%	1.6%	4.3% <同上 >
利 子 税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%		特例基準割合 (※1)	1.6%	1.6%	4.3% <同上 >
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%		特例基準割合 (※1)	1.6%	1.6%	4.3% <同上 >

※1 「特例基準割合」は、「貸出約定平均金利+1%」である。

なお、「貸出約定平均金利」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均による。

※2 改正前の特例では、各年の延滞税等の7.3%の割合は、「公定歩合+4%」に軽減されていた。